

**パナソニックグループ
グリーン調達基準書
(第6.4版)**

施行 2019年9月17日

発行 2019年9月17日

**パナソニック株式会社
グローバル調達社**

目 次

はじめに	- 2 -
本基準書の構成	- 3 -
I. パナソニックグループの環境経営	- 4 -
1. 環境基本方針	- 5 -
2. 環境行動計画「グリーンプラン2021」	- 6 -
3. 社会との共感を通じた取り組み	- 7 -
II. グリーン調達基準	- 9 -
第1章 総 則	- 10 -
第2章 グリーン調達方針	- 10 -
第3章 対象購入先様と購入先区分別要請	- 11 -
第4章 環境負荷低減の取り組み	- 12 -
第5章 コラボレーションによる成果の共有（ECO・VC活動）	- 18 -
第6章 サプライチェーン上流への働きかけ	- 18 -
第7章 運 用	- 18 -
III. グリーン調達運用マニュアル	- 19 -
1. 購入先様の取り組み状況把握手段	- 20 -
2. 購入先様評価の考え方	- 22 -
付表1	- 23 -
付表2	- 26 -
付表3	- 28 -
グリーン調達基準書の改定履歴	- 29 -

はじめに

近年、地球温暖化の深刻化、資源枯渇の懸念、生態系の危機など、地球環境問題は、世界全体が抱える最重要課題の一つとなっています。

パナソニックグループ(以降、当社と記す)は、地球環境を保全し持続可能な社会を実現するため1991年6月5日に「環境宣言」を策定し、全事業場で環境負荷低減を推進してきました。また、1999年3月10日に「グリーン調達基準書」を発行し、環境負荷低減に意欲的な購入先様との取引を推進してきました。

そして当社は、2010年、世界中の皆様とともに変革のうねりを起こすことを目指し、全従業員が実践する環境行動計画「グリーンプラン2018」を策定しました。当社の事業活動と密接な関係を持つ購入先様・物流パートナー様(以降、パートナー様と記す)をはじめとするさまざまなステークホルダーと協働して、自社の枠を超えて、CO₂削減、資源循環、水や生物多様性の保全、化学物質による人や環境への影響低減といったグローバルな環境課題に対する取り組みを加速しています。特に購入先様との協働については、新たなグリーン調達方針を定め、「グリーンプラン2018」に購入先様との協働目標を盛り込んでいます。

当社は、この目標を達成するための第一歩として、2012年1月1日に「グリーン調達基準書」を改定し、購入先様での環境マネジメントシステムの構築、化学物質管理の徹底に加え、温室効果ガスの排出削減、資源循環の推進、生物多様性保全を加速するようお願いしています。そして、2013年7月1日には、環境経営の基本的な考え方である「環境基本方針」を改定し、これに合わせて「グリーンプラン2018」も改定しました。さらに、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)を背景にCO₂削減に対する社会要請が高まってきたことや、車載・B2B事業の拡大など当社の事業形態の変化を反映することを目的に、2016年に再度、「グリーンプラン2018」の改定を実施しました。このようにして2010年以降の9年間、取り組みを継続的に実施してきた結果、「グリーンプラン2018」は、ほぼすべての項目で目標を完遂することができました。

また、「より良いくらし」と「持続可能な地球環境」の両立に向け、クリーンなエネルギーでより良く快適にくらせる社会を目指す「パナソニック環境ビジョン2050」を2017年に策定しました。「パナソニック環境ビジョン2050」では、創・蓄・省・エネルギーマネジメントに関する商品、技術、ソリューションの開発を通じて、当社グループが使うエネルギーの削減と、それを超えるクリーンなエネルギーの創出・活用を進めていきます。

この「パナソニック環境ビジョン2050」の実現に向けて、「グリーンプラン2021」を定めました。当社は、この目標の達成に向け、このたび「グリーン調達基準書」を改定します。

当社は、この「グリーン調達基準書」に基づき環境に配慮した調達活動を推進し、購入先様とともに地球環境保全に貢献していきたいと考えています。購入先様におかれましては、当社グリーン調達活動への一層のご理解とご協力をお願いします。

パナソニック株式会社
グローバル調達社長

本基準書の構成

本基準書は以下の3部で構成されています。

I部の「パナソニックグループの環境経営」では、当社の環境経営活動の中心をなす「環境宣言」、「環境行動指針」、「グリーンプラン2021」の概要とサプライチェーン連携による環境負荷低減の加速が記載されています。

II部の「グリーン調達基準」では、当社のグリーン調達方針や購入先様への具体的お願い事項が記載されています。なお、当社事業場は、立地する国の法律、条例、規則等や、事業形態、顧客要求などにより、本「グリーン調達基準」と異なるお願いをする場合があります。このような場合、購入先様は、当社事業場の要請を優先してください。

III部の「グリーン調達運用マニュアル」では、当社のおお願い事項に対する購入先様の対応状況を把握し、評価するための方法と手段が記載されています。

I . パナソニックグループの 環境経営

当社は、環境への姿勢を明確にするため、「環境宣言」を制定しています。これは、地球上すべてのものがともに栄えることがなければ真の発展・繁栄はありえないという「自然の理法」に基づく考えと、慈しみと公正な考え方で万物を生かすという「人間に与えられた使命」への自覚をもとに、さまざまな社会的責任を遂行する、という経営理念を環境の側面から示したものです。当社はこの基本姿勢をもとに、全世界の事業場が規程・基準を制定し、環境保全にあたってきました。

2013年7月1日には、新たな環境経営の基本的な考え方である「環境基本方針」を改定しました。新たな「環境基本方針」は、環境に対する当社使命である「環境宣言」とその目指す姿の「環境行動指針」、さらに具体的行動目標である「グリーンプラン2021」の3部で構成されています。「環境基本方針」では、持続可能な社会の実現を目指し、環境価値の創出を通じた事業発展に取り組むために、事業活動を通じた環境課題の改善と、社会の人々から共感を得て、環境取り組みを拡大することを明確化しています。

環境基本方針の実現には当社だけの活動では不十分であり、当社の事業活動と密接な関係を持つパートナー様とともに、サプライチェーン連携による環境負荷低減の取り組みを進めてまいります。

1. 環境基本方針

1-1 環境宣言

私達人間には宇宙万物と共存し、調和ある繁栄を実現する崇高な使命が与えられている。我が社はこの人間に与えられた使命を自覚し、企業として社会的責任を遂行するとともに、この地球がバランスのとれた健康体であり続けるために環境の維持向上に万全の配慮と不断の努力をおこなう。

1-2 環境行動指針

私達は、持続可能な社会の実現を目指し、環境価値の創出を通じた事業発展に取り組めます。そのために、事業活動を通じて環境課題の改善を進めるとともに、社会の人々から共感を得て、環境取り組みを拡大します。

(1) 環境課題への取り組み

- ・生産活動、商品・サービスを通じてCO₂削減に取り組めます。
- ・循環型モノづくりの追求を通じて、資源の有効活用に取り組めます。
- ・効率的な水の利用と汚染防止により、水資源の保全に努めます。
- ・化学物質による人や環境への影響を減らします。
- ・生物多様性への配慮とその保全に努めます。

(2) 社会との共感を通じた取り組み

- ・技術を強みに、お客様の環境価値を創出する商品・サービスを提供します。
- ・パートナー様とともに環境貢献活動を拡大します。
- ・地域社会とのコミュニケーションを深め、協力して環境課題へ取り組みます。

1-3 環境行動計画

環境行動指針に沿った具体的な環境行動計画を別途定め、適時見直しを行います。

2. 環境行動計画「グリーンプラン2021」

「グリーンプラン2018」の完遂を受け、「より良いくらし」と「持続可能な地球環境」の両立に向け、クリーンなエネルギーでより良く快適にくらせる社会を目指す「パナソニック環境ビジョン2050」の実現に向けて、「グリーンプラン2021」を定めました。「グリーンプラン2021」では、「環境ビジョン2050」実現に向けた重点課題「エネルギー」「資源」に重きをおいた目標を設定しました。2050年に向けて「創るエネルギー」が、「使うエネルギー」を超えることに挑戦し、かつ早期実現に貢献すべく取り組みます。

購入先様との協働については、引き続き「パートナー様とともに環境貢献活動を拡大します」として、グリーン調達と「ECO・VC 活動」(環境負荷低減とコスト合理化を同時に目指す活動)の推進目標を設定しており、パナソニック社だけでなく、サプライチェーン全体にわたって様々なパートナー様と連携を深め、環境取り組みを加速していきます。2021年度の目標達成に向け、この環境行動計画を着実に実践していきます。

課題		2021 年度目標		
重点課題	エネルギー	使うエネルギー総量に対する創るエネルギー総量の比率拡大		
		使う ^{※1} ・創る ^{※2} =8.5:1		
		製品・サービス	創るエネルギー量の拡大	創るエネルギー量 ^{※2} 3万 GWh 以上
			使うエネルギーの削減貢献量の拡大	削減貢献量 ^{※3} 直接 ^{※4} 2.5 万 GWh 以上
			創るエネルギー事業の拡大	エナジー関連事業の拡大
			省エネルギー事業の拡大	IoT/AIを活用した製品・サービスの拡大
		工場	CO2 ゼロモデル工場の推進	・水素応用技術実証工場の確立
	再生可能エネルギー利用拡大		・自社拠点再エネ導入 ^{※7} 40,000MWh	
	エネルギーミニマム生産の推進		・IoT 活用によるロス削減	
	資源	サーキュラーエコノミー型事業の創出	既存事業と循環経済の関連性マッピングの 100%完了	
投入資源を減らし循環資源の活用を拡大		再生樹脂利用量 ^{※8} :4.2 万トン以上 (2019~2021 年度累計)		
グローバルで工場廃棄物をゼロエミッション化		工場廃棄物リサイクル率 ^{※9} 99%以上		

継続課題	水	生産活動での水使用量削減
	化学物質	生産活動、製品での化学物質による環境負荷を最小化
	生物多様性	持続可能な原材料調達を推進
	地域社会	地域社会貢献および次世代育成の取り組みを推進
	コンプライアンス	環境法規制の順守徹底

- ※1 事業活動、およびその活動で生み出した製品・サービスが使用するエネルギー
- ※2 事業活動、およびその活動で生み出した製品・サービスが創出・活用するクリーンなエネルギー
- ※3 製品の省エネ性能改善がないと仮定した場合の想定エネルギー使用量から省エネ性能改善後のエネルギー使用量を差し引いたエネルギー量
- ※4 当社の主要製品による削減貢献量
- ※5 他社製品に組み込まれる部材やソリューションなどによる削減貢献量
- ※6 日本、中国・北東アジア、東南アジア・大洋州・インド・南アジア・中東阿、北米・中南米、欧州・CIS の5地域
- ※7 自社拠点設置の再生可能エネルギー発電設備で発電した再生可能エネルギー（太陽光・風力・バイオマスなど）のうち、自社拠点での使用量
- ※8 当社の製品に利用された再生樹脂に含まれる再生材の質量
- ※9 再資源化量／(再資源化量＋最終処分量)

3. 社会との共感を通じた取り組み

「持続可能な社会の実現を目指し、環境価値の創出を通じた事業発展」に向けては、当社だけの活動では不十分です。そのために、グリーンプラン2021では「社会との共感を通じた取り組み」をキーワードに、世界中の皆様とともに、変革のうねりを起こすことを目指し、パートナー様とともに環境貢献活動を拡大します。

そのため、当社の事業活動と密接な関係を持つパートナー様をはじめとするさまざまなステークホルダーと協働して、自社の枠を超えて取り組みを加速し、重点課題「エネルギー」「資源」のみならず、水資源保全、化学物質管理、生物多様性保全などさまざまな分野で、サプライチェーン連携を通じたさらなる環境負荷の低減を図ります。

(1) 購入先様と環境貢献を拡大するグリーン調達の推進

当社は環境に配慮した製品づくりを購入先様とともに推進するために、1999年3月に「グリーン調達基準書」を発行・公開し、グリーン調達を実施してきました。購入先様には当社の環境への取り組みや考え方をご理解いただくとともに、ISO14001認証取得による環境管理体制の確立・維持向上、および購入資材

の環境負荷低減を、グリーン調達基準に基づき要請しています。

(2) 環境貢献とコスト合理化の同時実現を目指すECO・VC活動の推進

2009年度より、購入先様と「ECO・VC(Value Creation)活動」を行っています。これは当社の調達資材で、省エネルギー、省資源、リサイクル材の使用などの環境配慮を行いながら、同時にコスト合理化も目指す取り組みです。製品や購入先様での省エネルギー、製品の小型・軽量化や部品点数削減など、世界中の購入先様からアイデアをいただき進めています。これらの優れた取り組み事例は、購入先の皆様と共有し横展開を図るため、「ECO・VC活動 表彰式・交流会」にて紹介しています。ECO・VC活動では、より多くのパートナー様の協力を頂き、温室効果ガス削減・循環型モノづくり(投入資源の最小化、リサイクル、脱石油材料への代替など)とコスト合理化の両立を目指しています。

Ⅱ．グリーン調達基準

本「グリーン調達基準」では、当社のグリーン調達方針や購入先様への具体的お願い事項が記載されています。

なお、当社事業場は、立地する国の法律、条例、規則等や、事業形態、顧客要求などにより、本「グリーン調達基準」と異なるお願いをする場合があります。このような場合、購入先様は、当社事業場の要請を優先するものとします。

第1章 総 則

目的	第1条 本グリーン調達基準は、地球環境への負荷が少ない資材の調達、すなわち『グリーン調達』を推進するため、購入先様に当社のグリーン調達方針と具体的な要請事項を開示し、購入先様に当社の要請事項を順守いただくことを目的としています。
適用	第2条 本グリーン調達基準は、当社における資材の調達活動に適用されます。なお、資材とは、製品の製造に消費される原材料、部品、買入商品を総称します。また、ここでいう部品は、次の意味を含み、買入商品は、次の意味に用います。 <ol style="list-style-type: none">1. 部品は、副資材等の構成材料(テープ、はんだ、接着剤等)、製品の包装部材、製品輸送のための包装部材、部品の納入者が輸送・保護に用いる包装部材を含みます。2. 買入商品とは、当社が設計・製造を委託した完成商品およびこれに準ずるもの、先方の規格または仕様で製造されて当社が購入する完成商品およびこれに準ずるもの、販売促進用の商品等をいいます。 <p>② 製品の製造に使用される金型・機械設備、アフター部品試作資材等の調達活動については、本グリーン調達基準の必要な項目が準用されます。</p> <p>③ ソフトウェア、設計・デザイン外注、調査、翻訳といった情報成果物や役務などの調達活動については、本グリーン調達基準の必要な項目が準用されます。</p>

第2章 グリーン調達方針

購入先群の構築	第3条 当社は、当社の『環境基本方針』に賛同し、資材を提供いただく購入先群を構築します。
購入先様への基本要請	第4条 当社は、前条の購入先群を構築するため、購入先様に次の基本要請を行います。 <ol style="list-style-type: none">1. 提供いただく資材の環境負荷低減に加え、購入先様の調達、生産、物流、開発、販売といった事業活動領域での 環境負荷低減2. 当社とのコラボレーションにより成果の共有3. サプライチェーン上流への環境負荷低減の働きかけ

購入先様の選定

第5条 当社は、門戸開放と取引機会の均等を図るとともに、環境関連法令の順守、品質、価格、納期、サービス、技術開発力等に加え、次の環境負荷低減の活動に意欲的に取り組んでいる購入先様との取引を優先します。

1. 環境マネジメントシステムの構築
2. 化学物質管理の徹底
3. 温室効果ガス排出量の削減
4. 資源循環の推進
5. 水循環の推進
6. 生物多様性保全

資材の選定

第6条 当社は、必要な品質・機能・経済合理性に加え、次の環境負荷低減に関する諸項目を満たしている資材を優先的に採用します。

1. 資源・エネルギー・化学物質など環境に関する法律に適合していること。
2. 別途定める化学物質の含有量が把握されており、使用禁止物質を含有しないこと。
3. 使用にあたり、騒音、振動、悪臭等の発生が少ないこと。
4. 廃棄にあたり、化学物質、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の発生等の環境負荷が低いこと。
5. 再生資源・部品の使用、小型省資源化、省エネルギー化が図られていること。
6. リサイクルしやすい設計がなされていること。
7. 資材に関する環境情報を公開していること。
8. 梱包部材についても上記内容と同様、省資源、リサイクル、減量および化学物質の含有量削減等がなされていること。

第3章 対象購入先様と購入先区分別要請

対象購入先様

第7条 本グリーン調達基準の対象とする購入先様は、資材、金型・機械設備、アフター部品試作資材等、情報成果物や役務等を当社に納入する購入先様と原材料メーカー様とします。

② 購入先様が、商社である場合は、その製造メーカー様も対象とします。

購入先区分

第8条 購入先区分は、次の通りとします。

1. 購入先区分1は、第2条第1項の資材を納入する購入先様とします。

**購入先区分
と取り組み
要請**

2. 購入先区分2は、第2条第2項の製品の製造に使用される金型・機械設備、アフター部品試作資材等を納入する購入先様とします。
3. 購入先区分3は、第2条第3項のソフトウェア、設計・デザイン外注、調査、翻訳といった情報成果物や役務等を納入する購入先様とします。

第9条 購入先様への環境負荷低減要請は、次の表の通りとします。なお、表中の「◎」は取り組みが必須であることを意味し、「○」は取り組みの適用可能な項目を準用することを意味し、「—」は取り組みが任意であることを意味します。また、「△」は、化学物質が設備等から製品に飛散・落下する場合や、化学物質が設備等との接触により製品に付着・移行する可能性がある場合に化学物質管理の要求事項の一部分を適用することを意味します。(詳細はⅢ部グリーン調達運用マニュアルに記載)

環境負荷低減の取り組み	購入先区分1	購入先区分2	購入先区分3
環境マネジメントシステムの構築	◎	—	—
化学物質管理の徹底	◎	△	—
温室効果ガス排出量の削減	◎	○	○
資源循環の推進	◎	○	○
水循環の推進	◎	○	○
生物多様性保全	◎	○	○

第4章 環境負荷低減の取り組み

**環境マネジメント
システムの構築**

第10条 購入先様は、ISO14001の認証取得を基本とする環境マネジメントシステムの構築と維持向上を行うものとします。

- ② 購入先様は、ISO14001の認証を未取得である場合は、ISO14001の認証の取得計画を立案し、取得活動を実践するものとします。
- ③ 当社は、前項のISO14001の認証未取得の購入先様であって他の第三者認証等(EMAS、EA21、ISO14005、他)を取得済みあるいは取得活動中の購入先様に、ISO14001認証取得を条件として、一定期間ISO14001の認証取得猶予を認めます。

化学物質 管理の徹底

第11条 購入先様は、最新の『パナソニックグループ化学物質管理ランク指針(製品版)』(以降、『ランク指針』と記す)を順守するものとします。ただし、購入先様に求める製品含有化学物質の不使用保証とは、規制値未満の保証であり、管理値未満の保証ではありません。なお、購入先様より納入いただく資材が、『ランク指針』の全部または一部の適用を除外する資材である場合は、当社事業場は、この旨を購入先様に連絡するものとします。

- ② 購入先様は、『ランク指針』の禁止物質レベル1として定められた「オゾン層破壊物質(HCFCは除く)」を製造工程においても使用しないものとします。なお、製造工程とは、購入先様の上流取引先の製造工程を含みます。
- ③ 購入先様は、当社事業場の要請にしたがい、当社事業場が定めた最新の『製品に関する化学物質についての不使用保証書』(以降、『不使用保証書』と記す)を当該当社事業場に提出するものとします。なお、当社事業場は、次の要件を満たす『不使用保証書』を作成し、購入先様に提出を要請します。
 1. パナソニック本社部門の発行する『不使用保証書』の内容が全て盛り込まれていること。
 2. 『ランク指針』の改定等によりパナソニック本社部門の発行する『不使用保証書』が改定された場合は、速やかに、この改定内容が反映されていること。
- ④ 米国仕向けの製品に使用するプリント基板アッセンブリ(PCA)を含む資材を納入する購入先様は、当社事業場の要請にしたがい、『オゾン層破壊物質不使用の宣誓書』(以降、ODC宣誓書と記す)を当社事業場に提出するものとします。なお、ODC宣誓書の更新は不要です。
また、ODC宣誓書の提出にあたり、当社事業場は、該当購入先様にODC宣誓書の様式(環境通達2010-3-1(社内文書)に添付)を提供します。
- ⑤ 購入先様は、納入した資材に禁止物質が含有し、または製造工程において禁止物質が使用されたことを知った場合は、速やかに当社事業場に通知し、双方協議のうえ対応処置を行うものとします。
- ⑥ 購入先様は、当社に納入する資材の化学物質含有情報を自らが購入する資材の化学物質含有情報と自らの製造工程に関する

科学的な知見や製造情報を基に整備するとともに、当社事業場の要請にしたい、『製品化学物質管理システム』にデータ入力を行うものとします。なお、『製品化学物質管理システム』に入力するデータは、『ランク指針』で定めた化学物質の含有データをさします。

- ⑦ 購入先様は、資材の選定時、当社事業場の要請にしたい、当該資材についてRoHS指令で定められた特定有害物質（以降、RoHS指令対象物質と記す）の含有濃度が規制値未満であることを証明する分析データを当社事業場に提出するものとします。また、RoHS指令対象物質に追加が決定された化学物質については、当該資材が当社の納入禁止日以降も納入される場合には分析対象とします。
- ⑧ 購入先様は、当社事業場の要請にしたい、納入している資材にRoHS指令対象物質の含有がないことを証明する分析データを定期的に当社事業場に提出するものとします。また、RoHS指令対象物質に追加が決定された化学物質については、当該資材が当社の納入禁止日以降も納入される場合には分析対象とします。なお、当社事業場は、RoHS指令対象物質の含有リスクが極めて小さいと判断できる場合には、購入先様より製造条件（材料、工法、生産設備・製造場所、外注先、資材の購入先等）変更がなくRoHS指令対象物質の含有濃度が規制値未満であることを証明する書面等を入手することで分析データ入手の代替とします。
- ⑨ 購入先様は、当社事業場の要請にしたい、購入先環境品質保証体制監査（以降、購入先環境監査と記す）を受入れるものとします。なお、購入先環境監査は定期的に実施されます。
- ⑩ 購入先様は、RoHS指令対象物質の混入の可能性（併行生産の有無、在庫資材のRoHS適合性など）を確認するものとします。混入の可能性がある場合（併行生産あり、在庫資材のRoHS適合性不明など）は、RoHS指令対象物質の混入防止対策を実施するものとします。
- ⑪ 購入先様は、購入先様のサプライチェーンにおけるRoHS指令対象物質の混入の可能性（併行生産の有無、在庫資材のRoHS適合性など）を確認するものとします。混入の可能性がある場合（併行生産あり、在庫資材のRoHS適合性不明など）は、混入

防止対策の実施を購入先様のサプライチェーンに要求し、実施状況を確認するものとします。

- ⑫ 購入先様は、当社事業場に製造条件(材料、工法、生産設備・製造場所、外注先、資材の購入先等)変更時の事前連絡を行うものとします。
- ⑬ 研究・開発で使用する資材は、本条第1項から第12項の適用を除外します。
- ⑭ 購入先区分2の購入先様は、化学物質が設備等から製品に飛散・落下する場合、飛散・落下する化学物質は、『ランク指針』で定めた禁止物質の含有がないものとします。また、化学物質が設備等との接触により製品に付着・移行する可能性がある場合、設備等の製品に接触する部位は、『ランク指針』で定めた禁止物質の含有がないものとします。なお、RoHS指令対象物質に追加が決定された化学物質についても、官報公示後は上記対応の対象とします。

温室効果 ガス排出量 の削減

第12条 購入先様は、当社事業場に温室効果ガス(以降、GHGと記す)排出量削減効果の高い資材を提案し、採用を働きかけるものとします。なお、GHG排出量削減効果の高い資材とは、次の資材をいいます。

1. 製品組み込み時、製品の省エネルギーに貢献する資材
 2. 資材の生産時、購入先様のGHG排出量削減に貢献する資材
- ② 購入先様は、自らのGHG排出量削減の取り組みを次の5段階のレベルで把握し、取り組みレベルの向上をめざすものとします。
1. レベル1とは、GHG排出量の把握と削減に向けた取り組み(教育、社内体制作り等)を検討している段階をいう。
 2. レベル2とは、レベル1に加え、GHG排出量を年次別や工場単位別等で把握している段階をいう。
 3. レベル3とは、レベル2に加え、GHG排出量の削減目標をコミットメントとして社外公表するとともに、GHG排出量の削減の取り組みを開始した段階をいう。
 4. レベル4とは、レベル3に加え、GHG排出量の削減のための継続的な改善(PDCA)を実践している段階をいう。
 5. レベル5とは、レベル4に加え、購入先様の上流取引先に

資源循環の 推進

GHG排出量の削減の要請を実施している段階をいう。

- ③ 購入先様は、当社のサプライチェーン全体でのGHG排出量の把握と削減を推進するため、当社事業場の要請にしたがい当社向けGHG排出量の算出と提出に協力するものとします。

第13条 購入先様は、当社事業場に当社が推進する資源を有効活用する循環型モノづくりに貢献する資材を提案し、採用を働きかけるものとします。なお、循環型モノづくりに貢献する資材とは、次の資材をいいます。

1. 投入資源の削減に寄与する資材
2. 再生資源の活用拡大に寄与する資材
3. 製品輸送のための包装部材のリユース化に寄与する資材
4. 当社拠点での生産廃棄物ゼロエミッション化に寄与する資材（資材の納入者が輸送・保護に用いる包装部材のリユース化等を含む）

- ② 購入先様は、自らの生産廃棄物ゼロエミッション化の取り組みを次の5段階のレベルで把握し、取り組みレベルの向上をめざすものとします。

1. レベル1とは、生産廃棄物の削減に向けた取り組み（教育、社内体制作り等）を検討している段階をいう。
2. レベル2とは、レベル1に加え、生産廃棄物の種類、量、処理状況等を把握している段階をいう。
3. レベル3とは、レベル2に加え、生産廃棄物の削減目標をコミットメントとして社外公表するとともに、生産廃棄物の削減の取り組みを開始した段階をいう。
4. レベル4とは、レベル3に加え、生産廃棄物の削減のための継続的な改善（PDCA）を実践している段階をいう。
5. レベル5とは、レベル4に加え、購入先様の上流取引先に生産廃棄物の削減の要請を実施している段階をいう。

水循環の 推進

第14条 購入先様は、当社事業場に当社が推進する水循環に貢献する資材を提案し、採用を働きかけるものとします。なお、水循環に貢献する資材とは、次の資材をいいます。

1. 当社製品の節水や水循環機能に寄与する資材
2. 当社拠点での生産水使用量削減に寄与する資材

- ② 購入先様は、自らの生産水使用量削減を次の5段階のレベルで把握し、取り組みレベルの向上をめざすものとします。

1. レベル1とは、生産水使用量の削減に向けた取り組み(教育、社内体制作り等)を検討している段階をいう。
2. レベル2とは、レベル1に加え、生産水使用量の種類、量、処理状況等を把握している段階をいう。
3. レベル3とは、レベル2に加え、生産水使用量の削減目標を設定するとともに、生産水使用量の削減の取り組みを開始した段階をいう。
4. レベル4とは、レベル3に加え、生産水使用量の削減のための継続的な改善(PDCA)を実践している段階をいう。
5. レベル5とは、レベル4に加え、購入先様の上流取引先に生産水使用量の削減の要請を実施している段階をいう。

- ③ 購入先様は、自らの工場排水管理を次の5段階のレベルで把握し、取り組みレベルの向上をめざすものとします。
1. レベル1とは、工場排水管理に向けた取り組み(教育、社内体制作り等)を検討している段階をいう。
 2. レベル2とは、レベル1に加え、工場排水濃度を定期的に測定し、法規制値未満であることを確認している段階をいう。
 3. レベル3とは、レベル2に加え、リスク発見時(基準超過時)の対応の仕組みを構築している段階をいう。
 4. レベル4とは、レベル3に加え、工場排水管理のための継続的な改善(PDCA)を実践している段階をいう。
 5. レベル5とは、レベル4に加え、購入先様の上流取引先に工場排水取り組み要請を実施している段階をいう。

生物多様性 保全

第15条 購入先様は、当社事業場に生物多様性保全に貢献する資材を提案し、採用を働きかけるものとします。なお、生物多様性保全に貢献する資材の事例を次に示します。

1. 適切に管理された森林の産出木材を原料とする資材
(例)FSC認証材
 2. 保護を必要とする貴重な生態系や希少野生動物の生存に悪影響をおよぼす森林破壊等により得られた木材や鉱物などを排除した資材(今後、生物多様性保全の観点から問題のある木材や鉱物が具体的に特定された場合、そうした素材を使用していないか調査を実施する可能性があります)
- ② 購入先様は、自らの生物多様性保全の取り組みを次の5段階のレベルで把握し、取り組みレベルの向上をめざすものとします。
1. レベル1とは、生物多様性保全に向けた取り組み(教育、社内体制作り等)を検討している段階をいう。

2. レベル2とは、レベル1に加え、生物多様性保全の目標をコミットメントとして社外公表するとともに、生物多様性保全の取り組みを開始した段階をいう。
3. レベル3とは、レベル2に加え、ステークホルダー（自治体、NPO、専門家等）と連携した生物多様性保全の取り組みを実施した段階をいう。
4. レベル4とは、レベル3に加え、生物多様性保全のための継続的な改善（PDCA）を実践している段階をいう。
5. レベル5とは、レベル4に加え、購入先様の上流取引先に生物多様性保全の要請を実施している段階をいう。

第5章 コラボレーションによる成果の共有 (ECO・VC活動)

コラボレーション
による成果
の共有

第16条 購入先様は、納入する資材に関し、当社とのコラボレーションによる環境負荷低減とコスト合理化の活動（ECO・VC活動）を実践し、成果を共有するものとします。

第6章 サプライチェーン上流への働きかけ

サプライチェーン
上流への働
きかけ

第17条 購入先様は、環境関連法令の順守に加え、環境マネジメントシステムの構築、化学物質管理の徹底、GHG排出量の削減、資源循環の推進、水循環の推進、生物多様性保全などの環境負荷低減の取り組みをサプライチェーン全体に広めるため、購入先様による上流取引先への働きかけを行うものとします。

第7章 運 用

運用の基本

第18条 当社事業場は、立地する国の法律、条例、規則等や、事業形態、顧客要求などにより、本グリーン調達基準と異なるお願いをする場合があります。このような場合、購入先様は、当社事業場の要請を優先するものとします。

② 購入先様は、本グリーン調達基準に基づき、Ⅲ部の「グリーン調達運用マニュアル」にしたがい、当社要請を順守するものとします。

Ⅲ. グリーン調達運用マニュアル

当社は、環境負荷低減の取り組みを意欲的に実践している購入先様との取引を優先します。

当社は、Ⅱ部の「グリーン調達基準」で購入先様に要請させていただきました事項の実践状況を把握し、この把握結果を用いて購入先様を評価させていただき、この評価結果を購入先様と共有することにより、購入先様での環境負荷低減の取り組みレベルの向上に繋げていきたいと考えています。

このマニュアルは、購入先様の環境負荷削減の取り組み状況を把握する手段と評価の考え方についてまとめたものです。購入先様におかれましては、このマニュアルの内容をご理解のうえ、Ⅱ部の「グリーン調達基準」で購入先様に要請させていただきました事項の実践状況の把握にご協力いただくとともに、購入先様での環境負荷低減を加速していただきますようお願いいたします。

1. 購入先様の取り組み状況把握手段

当社は、購入先様にお願いしたグリーン調達の取り組み状況を次の手段を用いて把握いたします。

(1) グリーン調達サーベイ

- 当社は、購入先様に当社事業場がお願いする『グリーン調達サーベイ』へ回答いただくことで、環境負荷低減の取り組み状況を把握したいと考えています。
- 当社事業場がお願いする『グリーン調達サーベイ』は、付表1、付表2、付表3に準じた内容です。
- 付表1は、購入先区分1の購入先様を対象にしています。付表2は、購入先区分2の購入先様を対象にしています。付表3は、購入先区分3の購入先様を対象にしています。
- このサーベイのお願いは、お取引いただいております当社事業場より別途ご案内いたします。
- 当社は、このサーベイを定期的を実施します。
- なお、当社事業場は、このサーベイの名称を当社事業場独自の名称に変更する場合があります。

(2) 購入先環境品質保証体制監査

- この監査は、『ランク指針』で定めた禁止物質の不使用保証体制を確認することを目的にしています。
- 当社は、この監査を通して購入先様の化学物質不使用体制のレベルを把握します。
- この監査は、お取引いただいております当社事業場が担当いたします。
- この監査は、別途定める監査チェックリストに基づき実施されます。購入先様には、購入先自主審査欄への事前回答をお願いします。
- この監査実施のお願いは、お取引いただいております当社事業場より別途ご案内いたします。

- 当社は、この監査を定期的を実施します。

(3) 製品化学物質管理システム

- 当社が運用する『製品化学物質管理システム』のデータ入力状況により購入先様の対応レベルを把握します。
- この購入先様の対応レベルの把握は、当社にて『製品化学物質管理システム』を用いて行います。

購入先様にお願いした取り組みと把握手段の関係を以下の表に示します。

取り組み項目	主な要請事項	取り組み状況把握手段		
		グリーン サーベイ	環境 監査	製品化 学物質 管理シ ステム
必須 項目	環境マネジメント システムの構築	○ (適用)	— (非適用)	—
	化学物質管理の 徹底	○	○	○
加 点 項 目	GHG排出量の 削減	○	—	—
	資源循環の推進	○	—	—
	水循環の推進	○	—	—
	生物多様性保全	○	—	—
	コラボレーション による成果の共有 (ECO・VC活動)	○	—	—

2. 購入先様評価の考え方

- 購入先区分別に購入先様の評価を実施します。
- 購入先区分1では、必須項目と加点項目のそれぞれで評価を行います。
- 購入先区分2および3では、加点項目で評価を行います。
- 必須項目は「環境マネジメントシステムの構築」と「化学物質管理の徹底」です。この項目は、取引継続の要素となります。
- 加点項目は、「GHG排出量の削減」、「資源循環の推進」、「水循環の推進」、「生物多様性保全」、「ECO・VC活動」です。この項目は、優先取引や表彰等の要素となります。
- ECO・VC活動は、購入先様からご応募いただきましたテーマを社内基準により審査し、優秀事例を表彰させていただきます。
- ECO・VC活動は、お取引いただいております当社の事業場より別途ご案内いたします。ECO・VC活動への参加は、任意です。

付表1

グリーン調達サーベイ（購入先区分1用）

（当社向け製品の生産拠点での取り組み結果をご回答ください）

＜購入先様基本情報＞

調査年度	年度
記入日	年 月 日
会社名	
Gコード	
生産拠点	
本リストの回答責任者	
（役職）	

＜当社への納入情報＞ 販売金額の上位5事業場名を記入ください。

カンパニー名	事業場名

グリーン調達基準			サーベイ設問		回答欄	重点項目	重み	入力任意	
取り組み項目	要求条項	要求内容							
環境マネジメントシステム（順法）	第5条	環境関連法令順守の確認	貴社は、現在、環境関連法令に違反していないことを確認していますか。 1. 確認している 2. 確認していない			重点	2		
	第17条	貴社の上流取引先様への環境関連法令順守の要請	貴社は、貴社の上流取引先様に環境関連法令の順守を要請していますか。 1. 要請している 2. 要請していない				1		
		貴社の上流取引先様の環境関連法令順守の確認	貴社は、貴社の上流取引先様が環境関連法令に違反していないことを確認していますか。 1. 確認している 2. 確認していない					2	
環境マネジメントシステムの構築	第10条-①②③	環境マネジメントシステム構築状況の確認	ISO14001の認証取得状況についてお伺いします。次の4つの中から当てはまるもの1つを選択して下さい。 なお、当社との取引が貴社の複数の部門で行われている場合は、いずれかひとつの部門を貴社にて選択し、この選択した部門のISO14001の認証取得状況について回答してください。 1. ISO14001の認証を取得している 2. ISO14001以外の環境マネジメントシステムの第3者認証を取得している 3. ISO14001の認証またはISO14001以外の環境マネジメントシステムの第3者認証の取得を推進している 4. ISO14001の認証またはISO14001以外の環境マネジメントシステムの第3者認証のいずれも取得していない			重点	4		
			（上記設問で1を選択した場合） ISO14001の認証取得内容について、次の①～③の設問に回答下さい。						
			①認証機関名						
			②登録番号						
			③有効期限		年月日				
			（上記設問で2を選択した場合） ISO14001以外の環境マネジメントシステムの第3者認証取得内容について、次の①～④の設問に回答下さい。						
			①環境マネジメントシステムの名称						
			②認証機関名						
			③登録番号						
			④有効期限		年月				
			（上記設問で3を選択した場合） ISO14001の認証またはISO14001以外の環境マネジメントシステムの第3者認証の取得活動内容について、次の①～③の設問に回答下さい。						
			①認証取得活動中の環境マネジメントシステムの名称						
②認証取得活動を開始した年月		年月							
③認証取得予定の年月		年月	任意						
必須項目	第11条-③	『不使用保証書』の提出 ※購入先様とカンパニーまたは海外製造会社の間で取り交わしを確認	貴社は、当社事業場の要請にしたがい当社事業場が定めた最新の『製品に関する化学物質についての不使用保証書』（以降、『不使用保証書』と記す）を当社事業場に提出していますか。ただし、当社事業場が認めた場合は、『不使用保証書』と同様の内容が記載してある貴社様式による書面の提出により、『不使用保証書』を提出したことにいたします。 1. 提出している 2. 提出していない			重点	1		
			（上記設問で1を選択した場合） ご提出いただいた『不使用保証書』について、次の①～②の設問に回答下さい。						
			①『不使用保証書』に記載された『パナソニックグループ化学物質管理ランク指針（製品版）』のバージョン						
	②『不使用保証書』の発行日		年月日						
	第11条-④	『ODC宣言書』の提出 ※購入先様とカンパニーまたは海外製造会社の間で取り交わしを確認	米国仕向けの当社製品に使用するプリント基板アッセンブリ（PCA）を含む資材を納入する購入先様にお伺いします。 貴社は、当社事業場の要請にしたがい『オゾン層破壊物質不使用の宣言書』（以降、『ODC宣言書』と記す）を当社事業場に提出していますか。ただし、米国仕向けの当社製品に使用するプリント基板アッセンブリ（PCA）を含む資材を納入しない購入先様は非該当を選択して下さい。 1. 提出している 2. 提出していない 3. 非該当				1		
			（上記設問で1を選択した場合） ご提出いただいた『ODC宣言書』について、次の設問に回答下さい。						
			『ODC宣言書』の発行日		年月日				
	第11条-⑤	禁止物質の含有または製造工程での使用が判明した場合の対応処置体制の構築	貴社は、貴社製品への禁止物質の含有または貴社製造工程での禁止物質の使用が判明した場合、速やかに当社事業場に通知し、双方協議のうえ対応処置を行う体制を構築していますか。 1. 構築している 2. 構築していない				1		
	化学物質管理の徹底	第11条-⑥	『ランク指針』で定める化学物質データの製品化学物質管理システムへの入力	貴社は、当社事業場の要請にしたがい『ランク指針』で定める化学物質の含有データを当社の製品化学物質管理システムに入力していますか。 1. 製品化学物質管理システムにすべての含有データを入力している 2. 製品化学物質管理システムに一部の含有データを入力している 3. 製品化学物質管理システムを利用できないため、別の方法ですべての含有データを提出している 4. 製品化学物質管理システムを利用できないため、別の方法で一部の含有データを提出している 5. 製品化学物質管理システムに含有データを入力していない、または別の方法でも含有データを提出していない			重点	2	
第11条-⑦⑧	納入資材に関するRoHS指令対象物質の非含有の確認	貴社は、新規納入資材に関するRoHS指令対象物質の含有濃度が規制値未満であることを証明する分析データを当社事業場に提出していますか。なお、RoHS指令対象物質に追加が決定された化学物質については、当該資材が当社の納入禁止日以降も納入される場合には分析対象とします。 1. 提出している 2. 提出していない			重点	2			
		貴社は、継続納入する資材に関して、RoHS指令対象物質の含有濃度が規制値未満であることを証明する分析データまたは製造条件（材料、工法、生産設備・製造場所、外注先、資材の購入先等）変更がなくRoHS指令対象物質の含有濃度が規制値未満であることを証明する書面等（以降、代替の証明書と記す）を定期的に当社事業場に提出していますか。なお、RoHS指令対象物質に追加が決定された化学物質については、当該資材が当社の納入禁止日以降も納入される場合には分析対象、証明対象とします。 1. RoHS指令対象物質の含有濃度が規制値未満であることを証明する分析データを提出している 2. 代替の証明書を提出している 3. RoHS指令対象物質の含有濃度が規制値未満であることを証明する分析データ、代替の証明書ともに提出していない				1			
		（上記設問で1または2を選択した場合） ご提出いただいたRoHS指令対象物質の含有濃度が規制値未満であることを証明する分析データまたは代替の証明書について、次の設問に回答下さい。 RoHS指令対象物質の含有濃度が規制値未満であることを証明する分析データまたは代替の証明書を発行した最新の年月日				年月日			

グリーン調達基準			サーベイ設問	回答欄	重点項目	重み	入力任意			
取り組み項目	要求事項	要求内容								
必須項目	化学物質管理の徹底	第11条-⑨ 購入先環境品質保証体制監査の受審	貴社は、当社事業場（このサーベイを依頼した事業場とは別の当社事業場を含む）の要請にしたがい貴社の購入先環境品質保証体制監査を受審しましたか。 但し、貴社が商社である場合は、当社事業場の要請にもとづき、貴社と当社事業場が協働して貴社の取引先資材メーカーに実施した購入先環境品質保証体制監査も「受審した。」に含めることにします。 1. 受審した 2. 当社事業場からの監査の要請を受けていない			1				
			(上記設問で1を選択した場合) 当社の購入先環境品質保証体制監査について、次の①~②の設問に回答下さい。							
			①購入先環境品質保証体制監査を受審した最新の年月日	年月日						
		②最新の購入先環境品質保証体制監査の評価結果（A、B、Cの評価記号）								
		第11条-⑩⑪ R o H S 指令対象物質の混入の可能性の確認	貴社は、R o H S 指令対象物質の混入の可能性（R o H S 指令対象物質の併行生産の有無、在庫資材のR o H S 適合性など）を確認していますか。 1. 確認している 2. 確認していない				1			
			(上記設問で1を選択した場合) R o H S 指令対象物質の混入の可能性の確認について、次の①~②の設問に回答下さい。							
			①貴社は、R o H S 指令対象物質の混入の可能性の確認の結果、混入の可能性がある場合、R o H S 指令対象物質の混入防止対策を実施していますか。混入の可能性がない場合は、混入の可能性なしを選択して下さい。 1. 混入の可能性があり、混入防止対策を実施している 2. 混入の可能性があるが、混入防止対策を実施していない 3. 混入の可能性なし				1			
		②R o H S 指令対象物質の混入の可能性を確認した最新の年月日	年月日							
		第11条-⑫ 納入資材の製造条件変更時の事前報告体制の確認	貴社は、貴社の上流取引先様でのR o H S 指令対象物質の混入の可能性（R o H S 指令対象物質の併行生産の有無、在庫資材のR o H S 適合性、など）を確認していますか。 1. 確認している 2. 確認していない							
			貴社は、当社事業場に納入する資材の製造条件変更が発生する時、当社事業場への事前報告体制を構築していますか。 1. 構築している 2. 構築していない					1		
		(上記設問で1を選択した場合) 実施された製造条件変更の事前報告について、次の設問に回答下さい。 製造条件変更の事前報告を実施した最新の年月日 製造条件変更を実施しなかった場合は、NAと入力して下さい。	年月日							
加点点目	温室効果ガス（GHG）排出量の削減	第12条-① 当社製品の省エネルギーに貢献する資材の提供	貴社は、当社製品の省エネルギーに貢献する資材を当社事業場に提供していますか。 1. 提供している 2. 提供を計画している 3. 提供していない			1				
			貴社生産工程でのGHG排出量の削減に貢献する資材の提供	貴社は、貴社生産工程でのGHG排出量削減に貢献する資材を当社事業場に提供していますか。 1. 提供している 2. 提供を計画している 3. 提供していない			1			
		第12条-② 貴社のGHG排出量削減活動の実施と活動範囲の確認	貴社は、GHG排出量削減活動を実施していますか。 GHG排出量削減活動を実施している場合の活動範囲は全拠点ですか、一部の拠点ですか。 1. 全拠点で実施している 2. 一部の拠点で実施している 3. 実施していない				1			
			(上記設問で1または2を選択した場合) 貴社のGHG排出量削減活動について、次の設問に回答下さい。							
			貴社のGHG排出量削減活動の内容についてお伺いします。次の5段階の活動レベルから貴社の活動レベルに該当するものをひとつ選択して下さい。 レベル1：GHG排出量の把握と削減に向けた取り組み（教育、社内体制作り等）を検討している。 レベル2：レベル1に加え、GHG排出量を年次別や工場単位等で把握している。 レベル3：レベル2に加え、GHG排出量の削減目標をコミットメントとして社外公表するとともに、GHG排出量の削減の取り組みを開始した。 レベル4：レベル3に加え、GHG排出量の削減のための継続的な改善（PDCA）を実践している。 レベル5：レベル4に加え、貴社の上流取引先様にGHG排出量の削減の要請を実施している。							
		第12条-③ 当社向けサプライチェーンGHG排出量データの提出	貴社は、当社事業場の要請にしたがい、当社算出方法に則り、当社向けサプライチェーンGHG排出量を算出し、このデータを当社事業場に提出していますか 1. 提出している 2. 提出していない 3. 提出の要請を受けていない				2			
		資源循環の推進	第13条-① 投入資源の削減に寄与する資材の提供	再生資源の活用拡大に寄与する資材の提供	貴社は、再生資源の活用拡大に寄与する資材を当社事業場に提供していますか。 1. 提供している 2. 提供を計画している 3. 提供していない			1		
				当社製品の輸送のための梱包部材のリユース化に寄与する資材の提供	貴社は、当社製品の輸送のための梱包部材のリユース化に寄与する資材を当社事業場に提供していますか。 1. 提供している 2. 提供を計画している 3. 提供していない 4. 非該当			1		
				当社の生産廃棄物ゼロエミッション化に寄与する資材の提供	貴社は、当社の生産廃棄物ゼロエミッション化に寄与する資材（資材の納入業者が輸送・保護に用いる包装部材のリユース化等も含む）を当社事業場に提供していますか。 1. 提供している 2. 提供を計画している 3. 提供していない				1	
				第13条-② 貴社の生産廃棄物ゼロエミッション化活動の確認	貴社は、生産廃棄物ゼロエミッション化活動を実施していますか。 生産廃棄物ゼロエミッション化活動を実施している場合の活動範囲は全拠点ですか、一部の拠点ですか。 1. 全拠点で実施している 2. 一部の拠点で実施している 3. 実施していない				1	
(上記設問で1または2を選択した場合) 貴社の生産廃棄物ゼロエミッション化活動について、次の設問に回答下さい。 生産廃棄物ゼロエミッション化活動を実施している購入先様の活動レベルについてお伺いします。次の5段階の活動レベルから貴社の活動レベルに該当するものをひとつ選択して下さい。 レベル1：生産廃棄物の削減に向けた取り組み（教育、社内体制作り等）を検討している。 レベル2：レベル1に加え、生産廃棄物の種類、量、処理状況等を把握している。 レベル3：レベル2に加え、生産廃棄物の削減目標をコミットメントとして社外公表するとともに、生産廃棄物の削減の取り組みを開始した。 レベル4：レベル3に加え、生産廃棄物の削減のための継続的な改善（PDCA）を実践している。 レベル5：レベル4に加え、貴社の上流取引先様に生産廃棄物の削減の要請を実施している。										

グリーン調達基準			サーベイ設問	回答欄	重点項目	重み	入力任意
取り組み項目	要求条項	要求内容					
加 点 項 目	水循環の推進	第14条-①	当社製品の節水や水循環に寄与する資材の提供 貴社は、当社製品の節水や水循環に寄与する資材を当社事業場に提供していますか。 1. 提供している 2. 提供を計画している 3. 提供していない			1	
			当社全拠点での生産水使用量削減に寄与する資材の提供 貴社は、当社の生産水使用量削減に寄与する資材を当社事業場に提供していますか。 1. 提供している 2. 提供を計画している 3. 提供していない			1	
		第14条-②	貴社の生産水使用量削減活動の確認 貴社は、貴社の生産水使用量削減活動を実施していますか。 生産水使用量削減活動を実施している場合の活動範囲は全拠点ですか、一部の拠点ですか。 1. 全拠点で実施している 2. 一部の拠点で実施している 3. 実施していない (上記設問で1または2を選択した場合) 貴社の生産水使用量削減活動について、次の設問に回答下さい。 生産水使用量削減活動を実施している購入先様の活動レベルについてお伺いします。次の5段階の活動レベルから貴社の活動レベルに該当するものをひとつ選択して下さい。 レベル1：生産水使用量の削減に向けた取り組み（教育、社内体制作り等）を検討している。 レベル2：レベル1に加え、生産水の種類、量、処理状況等を把握している。 レベル3：レベル2に加え、生産水使用量の削減目標を設定するとともに、生産水使用量の削減取り組みを開始した。 レベル4：レベル3に加え、生産水削減のための継続的な改善（PDCA）を実践している。 レベル5：レベル4に加え、貴社の上流取引先に生産水の削減要請を実施している。			1	
	生物多様性保全	第14条-③	貴社の工場排水管理活動の確認 貴社は、貴社の工場排水管理活動を実施していますか。 工場排水管理活動を実施している場合の活動範囲は全拠点ですか、一部の拠点ですか。 1. 全拠点で実施している 2. 一部の拠点で実施している 3. 実施していない (上記設問で1または2を選択した場合) 貴社の工場排水管理活動について、次の設問に回答下さい。 工場排水管理活動を実施している購入先様の活動レベルについてお伺いします。次の5段階の活動レベルから貴社の活動レベルに該当するものをひとつ選択して下さい。 レベル1：工場排水管理に向けた取り組み（教育、社内体制作り等）を検討している。 レベル2：レベル1に加え、工場排水濃度を定期的に測定し、法規制値未満であることを確認している。 レベル3：レベル2に加え、リスク発現時（基準超過時）の対応の仕組みを構築している。 レベル4：レベル3に加え、工場排水管理の継続的改善（PDCA）を実践している。 レベル5：レベル4に加え、貴社の上流取引先に工場排水管理の要請を実施している。			1	
		第15条-①	生物多様性保全に貢献する資材の提供 貴社は、積極的に生物多様性保全に貢献する資材を当社事業場に提供していますか。 1. 提供している 2. 提供を計画している 3. 提供していない			1	
		第15条-②	貴社の生物多様性保全活動の確認 貴社は、生物多様性保全活動を実施していますか。 生物多様性保全活動を実施している場合の活動範囲は全拠点ですか、一部の拠点ですか。 1. 全拠点で実施している 2. 一部の拠点で実施している 3. 実施していない (上記設問で1または2を選択した場合) 貴社の生物多様性保全活動について、次の設問に回答下さい。 生物多様性保全活動を実施している購入先様の活動レベルについてお伺いします。次の5段階の活動レベルから貴社の活動レベルに該当するものをひとつ選択して下さい。 レベル1：生物多様性保全に向けた取り組み（教育、社内体制作り等）を検討している。 レベル2：レベル1に加え、生物多様性保全の目標をコミットメントとして社外公表するとともに、生物多様性保全の取り組みを開始した。 レベル3：レベル2に加え、ステークホルダー（自治体、NPO、専門家等）と連携した生物多様性保全の取り組みを実施している。 レベル4：レベル3に加え、生物多様性保全のための継続的な改善（PDCA）を実践している。 レベル5：レベル4に加え、貴社の上流取引先に生物多様性保全の要請を実施している。			1	
	コラボレーションによる成果の共有	第16条	ECO・VC活動への応募の確認 貴社は、当社事業場の要請にしたがいECO・VC活動に応募しましたか。 1. 応募した 2. 応募していない 3. 当社事業場の要請を受けていない			2	

そ の 他	EDIの導入	EDI（電子データ交換）導入の確認 貴社は、当社事業場の要請にしたがい当社事業場との間のEDIを導入していますか。 1. 導入している 2. 導入していない 3. 導入の要請を受けていない						
	品質マネジメントシステムの構築	品質マネジメントシステム構築状況の確認	ISO9001の認証取得状況についてお伺いします。次の3つ中から当てはまるもの1つを選択して下さい。なお、当社との取引が貴社の複数の部門で行われている場合は、いずれかひとつの部門を貴社にて選択し、この選択した部門のISO9001の認証取得状況について回答してください。 また、貴社が医療機器に関わる資材を当社または他社に納入している場合は、設問中のISO9001を医療機器の品質マネジメントシステムISO13485に読み替えて、以降の設問に回答することを認めます。 1. ISO9001の認証を取得している 2. ISO9001の認証の取得を推進している 3. ISO9001の認証を取得していない (上記設問で1を選択した場合) ISO9001の認証取得内容について、次の①～③の設問に回答下さい。 ①認証機関名 ②登録番号 ③有効期限 (上記設問で2を選択した場合) ISO9001の認証の取得活動状況について、次の①～②の設問に回答下さい。 ①認証取得活動を開始した年月 ②認証取得予定の年月					
							任意	

付表2

グリーン調達サーベイ（購入先区分2用）

（当社向け製品の生産拠点での取り組み結果をご回答ください）

＜購入先様基本情報＞

調査年度	年度
記入日	年 月 日
会社名	
Gコード	
生産拠点	
本リストの回答責任者 (役職)	

＜当社への納入情報＞ 販売金額の上位5事業場名を記入ください。

カンパニー名	事業場名

グリーン調達基準			サーベイ設問		回答欄	重点項目	重み	入力任意
取り組み項目	要求条項	要求内容						
温室効果ガス (GHG) 排出量の削減	第12条-②	貴社のGHG排出量削減活動の実施と活動範囲の確認	<p>貴社は、GHG排出量削減活動を実施していますか。 GHG排出量削減活動を実施している場合の活動範囲は全拠点ですか、一部の拠点ですか。</p> <p>1. 全拠点で実施している 2. 一部の拠点で実施している 3. 実施していない</p> <p>(上記設問で1または2を選択した場合) 貴社のGHG排出量削減活動について、次の設問に回答下さい。</p> <p>貴社のGHG排出量削減活動の内容についてお伺いします。次の5段階の活動レベルから貴社の活動レベルに該当するものをひとつ選択して下さい。 レベル1：GHG排出量の把握と削減に向けた取り組み（教育、社内体制作り等）を検討している。 レベル2：レベル1に加え、GHG排出量を年次別や工場単位等で把握している。 レベル3：レベル2に加え、GHG排出量の削減目標をコミットメントとして社外公表するとともに、GHG排出量の削減の取り組みを開始した。 レベル4：レベル3に加え、GHG排出量の削減のための継続的な改善（PDCA）を実践している。 レベル5：レベル4に加え、貴社の上流取引先様にGHG排出量の削減の要請を実施している。</p>				1	
	第12条-③	当社向けサプライチェーンGHG排出量データの提出	<p>貴社は、当社事業場の要請にしたがい、当社算出方法に則り、当社向けサプライチェーンGHG排出量を算出し、このデータを当社事業場に提出していますか</p> <p>1. 提出している 2. 提出していない 3. 提出の要請を受けていない</p>				2	
資源循環の推進	第13条-①	当社の生産廃棄物ゼロエミッション化に寄与する資材の提供	<p>貴社は、当社の生産廃棄物ゼロエミッション化に寄与する資材（資材の納入業者が輸送・保護に用いる包装部材のリユース化等も含む）を当社事業場に提供していますか。</p> <p>1. 提供している 2. 提供を計画している 3. 提供していない</p>				1	
	第13条-②	貴社の生産廃棄物ゼロエミッション化活動の確認	<p>貴社は、生産廃棄物ゼロエミッション化活動を実施していますか。 生産廃棄物ゼロエミッション化活動を実施している場合の活動範囲は全拠点ですか、一部の拠点ですか。</p> <p>1. 全拠点で実施している 2. 一部の拠点で実施している 3. 実施していない</p> <p>(上記設問で1または2を選択した場合) 貴社の生産廃棄物ゼロエミッション化活動について、次の設問に回答下さい。</p> <p>生産廃棄物ゼロエミッション化活動を実施している購入先様の活動レベルについてお伺いします。次の5段階の活動レベルから貴社の活動レベルに該当するものをひとつ選択して下さい。 レベル1：生産廃棄物の削減に向けた取り組み（教育、社内体制作り等）を検討している。 レベル2：レベル1に加え、生産廃棄物の種類、量、処理状況等を把握している。 レベル3：レベル2に加え、生産廃棄物の削減目標をコミットメントとして社外公表するとともに、生産廃棄物の削減の取り組みを開始した。 レベル4：レベル3に加え、生産廃棄物の削減のための継続的な改善（PDCA）を実践している。 レベル5：レベル4に加え、貴社の上流取引先様に生産廃棄物の削減の要請を実施している。</p>				1	
水循環の推進	第14条-②	貴社の生産水使用量削減活動の確認	<p>貴社は、貴社の生産水使用量削減活動を実施していますか。 生産水使用量削減活動を実施している場合の活動範囲は全拠点ですか、一部の拠点ですか。</p> <p>1. 全拠点で実施している 2. 一部の拠点で実施している 3. 実施していない</p> <p>(上記設問で1または2を選択した場合) 貴社の生産水使用量削減活動について、次の設問に回答下さい。</p> <p>生産水使用量削減活動を実施している購入先様の活動レベルについてお伺いします。次の5段階の活動レベルから貴社の活動レベルに該当するものをひとつ選択して下さい。 レベル1：生産水使用量の削減に向けた取り組み（教育、社内体制作り等）を検討している。 レベル2：レベル1に加え、生産水の種類、量、処理状況等を把握している。 レベル3：レベル2に加え、生産水使用量の削減目標を設定するとともに、生産水使用量の削減取り組みを開始した。 レベル4：レベル3に加え、生産水削減のための継続的な改善（PDCA）を実践している。 レベル5：レベル4に加え、貴社の上流取引先様に生産水の削減要請を実施している。</p>				1	
	第14条-③	貴社の工場排水管理活動の確認	<p>貴社は、貴社の工場排水管理活動を実施していますか。 工場排水管理活動を実施している場合の活動範囲は全拠点ですか、一部の拠点ですか。</p> <p>1. 全拠点で実施している 2. 一部の拠点で実施している 3. 実施していない</p> <p>(上記設問で1または2を選択した場合) 貴社の工場排水管理活動について、次の設問に回答下さい。</p> <p>工場排水管理活動を実施している購入先様の活動レベルについてお伺いします。次の5段階の活動レベルから貴社の活動レベルに該当するものをひとつ選択して下さい。 レベル1：工場排水管理に向けた取り組み（教育、社内体制作り等）を検討している。 レベル2：レベル1に加え、工場排水濃度を定期的に測定し、法規制値未満であることを確認している。 レベル3：レベル2に加え、リスク発現時（基準超過時）の対応の仕組みを構築している。 レベル4：レベル3に加え、工場排水管理の継続的改善（PDCA）を実践している。 レベル5：レベル4に加え、貴社の上流取引先様に工場排水管理の要請を実施している。</p>				1	
生物多様性保全	第15条-②	貴社の生物多様性保全活動の確認	<p>貴社は、生物多様性保全活動を実施していますか。 生物多様性保全活動を実施している場合の活動範囲は全拠点ですか、一部の拠点ですか。</p> <p>1. 全拠点で実施している 2. 一部の拠点で実施している 3. 実施していない</p> <p>(上記設問で1または2を選択した場合) 貴社の生物多様性保全活動について、次の設問に回答下さい。</p> <p>生物多様性保全活動を実施している購入先様の活動レベルについてお伺いします。次の5段階の活動レベルから貴社の活動レベルに該当するものをひとつ選択して下さい。 レベル1：生物多様性保全に向けた取り組み（教育、社内体制作り等）を検討している。 レベル2：レベル1に加え、生物多様性保全の目標をコミットメントとして社外公表するとともに、生物多様性保全の取り組みを開始した。 レベル3：レベル2に加え、ステークホルダー（自治体、NPO、専門家等）と連携した生物多様性保全の取り組みを実施している。 レベル4：レベル3に加え、生物多様性保全のための継続的な改善（PDCA）を実践している。 レベル5：レベル4に加え、貴社の上流取引先に生物多様性保全の要請を実施している。</p>				1	
コラボレーションによる成果の共有	第16条	ECO・VC活動への応募の確認	<p>貴社は、当社事業場の要請にしたがいECO・VC活動に応募しましたか。</p> <p>1. 応募した 2. 応募していない 3. 当社事業場の要請を受けていない</p>				2	

グリーン調達基準			サーベイ設問	回答欄	重点項目	重み	入力 任意
取り組み項目	要求条項	要求内容					
その他	品質マネジメントシステムの構築	品質マネジメントシステム構築状況の確認	ISO9001の認証取得状況についてお伺いします。次の3つ中から当てはまるもの1つを選択して下さい。なお、当社との取引が貴社の複数の部門で行われている場合は、いずれかひとつの部門を貴社にて選択し、この選択した部門のISO9001の認証取得状況について回答してください。また、貴社が医療機器に関わる部材を当社または他社に納入している場合は、設問中のISO9001を医療機器の品質マネジメントシステムISO13485に読み替えて、以降の設問に回答することを認めます。 1. ISO9001の認証を取得している 2. ISO9001の認証の取得を推進している 3. ISO9001の認証を取得していない				
			(上記設問で1を選択した場合) ISO9001の認証取得内容について、次の①～③の設問に回答下さい。				
			①認証機関名				
			②登録番号				
			③有効期限	年月日			
			(上記設問で2を選択した場合) ISO9001の認証の取得活動状況について、次の①～②の設問に回答下さい。				
			①認証取得活動を開始した年月	年月			
②認証取得予定の年月	年月			任意			

付表3

グリーン調達サーベイ（購入先区分3用）

（当社向け製品の生産拠点での取り組み結果をご回答ください）

＜購入先様基本情報＞

調査年度	年度
記入日	年 月 日
会社名	
Gコード	
生産拠点	
本リストの回答責任者 (役職)	

＜当社への納入情報＞ 販売金額の上位5事業場名を記入ください。

カンパニー名	事業場名

グリーン調達基準			サーベイ設問		回答欄	重点項目	重み	入力任意	
取り組み項目	要求条項	要求内容							
加 点 項 目	温室効果ガス (GHG) 排出量の削減	第12条-②	貴社のGHG排出量削減活動の実施と活動範囲の確認	貴社は、GHG排出量削減活動を実施していますか。 GHG排出量削減活動を実施している場合の活動範囲は全拠点ですか、一部の拠点ですか。 1. 全拠点で実施している 2. 一部の拠点で実施している 3. 実施していない (上記設問で1または2を選択した場合) 貴社のGHG排出量削減活動について、次の設問に回答下さい。 貴社のGHG排出量削減活動の内容についてお伺いします。次の5段階の活動レベルから貴社の活動レベルに該当するものをひとつ選択して下さい。 レベル1：GHG排出量の把握と削減に向けた取り組み（教育、社内体制作り等）を検討している。 レベル2：レベル1に加え、GHG排出量を年次別や工場単位等で把握している。 レベル3：レベル2に加え、GHG排出量の削減目標をコミットメントとして社外公表するとともに、GHG排出量の削減の取り組みを開始した。 レベル4：レベル3に加え、GHG排出量の削減のための継続的な改善（PDCA）を実践している。 レベル5：レベル4に加え、貴社の上流取引先様にGHG排出量の削減の要請を実施している。			1		
		第12条-③	当社向けサプライチェーンGHG排出量データの提出	貴社は、当社事業場の要請にしがたい、当社算出方法に則り、当社向けサプライチェーンGHG排出量を算出し、このデータを当社事業場に提出していますか 1. 提出している 2. 提出していない 3. 提出の要請を受けていない			2		
	資源循環の推進	第13条-②	貴社の生産廃棄物ゼロエミッション化活動の確認	貴社は、生産廃棄物ゼロエミッション化活動を実施していますか。 生産廃棄物ゼロエミッション化活動を実施している場合の活動範囲は全拠点ですか、一部の拠点ですか。 1. 全拠点で実施している 2. 一部の拠点で実施している 3. 実施していない (上記設問で1または2を選択した場合) 貴社の生産廃棄物ゼロエミッション化活動について、次の設問に回答下さい。 生産廃棄物ゼロエミッション化活動を実施している購入先様の活動レベルについてお伺いします。次の5段階の活動レベルから貴社の活動レベルに該当するものをひとつ選択して下さい。 レベル1：生産廃棄物の削減に向けた取り組み（教育、社内体制作り等）を検討している。 レベル2：レベル1に加え、生産廃棄物の種類、量、処理状況等を把握している。 レベル3：レベル2に加え、生産廃棄物の削減目標をコミットメントとして社外公表するとともに、生産廃棄物の削減の取り組みを開始した。 レベル4：レベル3に加え、生産廃棄物の削減のための継続的な改善（PDCA）を実践している。 レベル5：レベル4に加え、貴社の上流取引先様に生産廃棄物の削減の要請を実施している。			1		
				貴社は、貴社の生産水使用量削減活動を実施していますか。 生産水使用量削減活動を実施している場合の活動範囲は全拠点ですか、一部の拠点ですか。 1. 全拠点で実施している 2. 一部の拠点で実施している 3. 実施していない (上記設問で1または2を選択した場合) 貴社の生産水使用量削減活動について、次の設問に回答下さい。 生産水使用量削減活動を実施している購入先様の活動レベルについてお伺いします。次の5段階の活動レベルから貴社の活動レベルに該当するものをひとつ選択して下さい。 レベル1：生産水使用量の削減に向けた取り組み（教育、社内体制作り等）を検討している。 レベル2：レベル1に加え、生産水の種類、量、処理状況等を把握している。 レベル3：レベル2に加え、生産水使用量の削減目標を設定するとともに、生産水使用量の削減取り組みを開始した。 レベル4：レベル3に加え、生産水削減のための継続的な改善（PDCA）を実践している。 レベル5：レベル4に加え、貴社の上流取引先様に生産水の削減要請を実施している。			1		
	水循環の推進	第14条-③	貴社の工場排水管理活動の確認	貴社は、貴社の工場排水管理活動を実施していますか。 工場排水管理活動を実施している場合の活動範囲は全拠点ですか、一部の拠点ですか。 1. 全拠点で実施している 2. 一部の拠点で実施している 3. 実施していない (上記設問で1または2を選択した場合) 貴社の工場排水管理活動について、次の設問に回答下さい。 工場排水管理活動を実施している購入先様の活動レベルについてお伺いします。次の5段階の活動レベルから貴社の活動レベルに該当するものをひとつ選択して下さい。 レベル1：工場排水管理に向けた取り組み（教育、社内体制作り等）を検討している。 レベル2：レベル1に加え、工場排水濃度を定期的に測定し、法規制値未満であることを確認している。 レベル3：レベル2に加え、リスク発現時（基準超過時）の対応の仕組みを構築している。 レベル4：レベル3に加え、工場排水管理の継続的改善（PDCA）を実践している。 レベル5：レベル4に加え、貴社の上流取引先に工場排水管理の要請を実施している。			1		
				貴社は、生物多様性保全活動を実施していますか。 生物多様性保全活動を実施している場合の活動範囲は全拠点ですか、一部の拠点ですか。 1. 全拠点で実施している 2. 一部の拠点で実施している 3. 実施していない (上記設問で1または2を選択した場合) 貴社の生物多様性保全活動について、次の設問に回答下さい。 生物多様性保全活動を実施している購入先様の活動レベルについてお伺いします。次の5段階の活動レベルから貴社の活動レベルに該当するものをひとつ選択して下さい。 レベル1：生物多様性保全に向けた取り組み（教育、社内体制作り等）を検討している。 レベル2：レベル1に加え、生物多様性保全の目標をコミットメントとして社外公表するとともに、生物多様性保全の取り組みを開始した。 レベル3：レベル2に加え、ステークホルダー（自治体、NPO、専門家等）と連携した生物多様性保全の取り組みを実施している。 レベル4：レベル3に加え、生物多様性保全のための継続的な改善（PDCA）を実践している。 レベル5：レベル4に加え、貴社の上流取引先に生物多様性保全の要請を実施している。			1		
そ の 他	品質マネジメントシステムの構築	品質マネジメントシステム構築状況の確認	ISO9001の認証取得状況についてお伺いします。次の3つ中から当てはまるもの1つを選択して下さい。なお、当社の取引が貴社の複数の部門で行われている場合は、いずれかひとつの部門を貴社にて選択し、この選択した部門のISO9001の認証取得状況について回答してください。 また、貴社が医療機器に関わる部材を当社または他社に納入している場合は、設問中のISO9001を医療機器の品質マネジメントシステムISO13485に読み替えて、以降の設問に回答することを認めます。 1. ISO9001の認証を取得している 2. ISO9001の認証の取得を推進している 3. ISO9001の認証を取得していない (上記設問で1を選択した場合) ISO9001の認証取得内容について、次の①～③の設問に回答下さい。 ①認証機関名 ②登録番号 ③有効期限 (上記設問で2を選択した場合) ISO9001の認証の取得活動状況について、次の①～②の設問に回答下さい。 ①認証取得活動を開始した年月 ②認証取得予定の年月						

グリーン調達基準書の改定履歴

制定	1999年 3月10日	第1版
改定	2002年12月 1日	第2版
	2003年 8月27日	第3版
	2006年 4月20日	第4版
	2008年10月 1日	第4. 1版
	2010年 2月 8日	第5版
	2012年 1月 1日	第6版
	2013年 1月15日	第6. 1版
	2014年 4月15日	第6. 2版
	2016年11月30日	第6. 3版
	2019年 9月17日	第6. 4版

第6. 3版から第6. 4版への主な改定内容

改定箇所	第6. 3版	改定内容(第6. 4版)
はじめに	「グリーンプラン2018」	「グリーンプラン2021」の内容 に改定
本基準書の構成		
I. パナソニック グループの環境経営		